

# 障害者総合福祉推進事業

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部企画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 事業概要
- 行政事業レビューシートにおけるアウトカム設定
- これまでの成果の活用状況
- 論点と見直しの方向性（案）

# 障害者総合福祉推進事業（障害者保健福祉推進事業費）

令和8年度当初予算額 **2.4**億円（3.6億円）※(内は前年度当初予算額)

## 事業の目的

障害者総合福祉推進事業は、障害者総合支援法等を踏まえ、障害保健福祉施策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、エビデンスに基づいた施策の推進に資するよう、現地調査等による実態把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする事業に対して所要の助成を行う事業。

※これまで(H22～R8年度)の採択件数:累計500件超(年度平均約30件)

## 事業の概要・スキーム

### ○対象事業(令和7年度の例)

- ・療育手帳その他関連諸施策の運用上の課題および発達障害の初診ニーズに向けた取り組みに関する実態調査
- ・共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究
- ・特別児童扶養手当(精神の障害)の等級判定ガイドラインの運用上の課題等に関する調査研究 等

### ○事業の流れ

- ① 指定課題の設定
- ② 公募要項、委員協議、実施要綱の作成
- ③ 公募
- ④ 財務会計審査・評価検討委員会の開催、採択
- ⑤ 事業説明会
- ⑥ 交付決定
- ⑦ 実施主体からの実績報告書の提出、事後評価
- ⑧ 実績報告の確定

## 実施主体等

### 1 実施主体:

都道府県、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合を含む)、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他法人

### 2 創設年度: 平成22年度

### 3 補助率: 定額補助(10/10相当)

### 4 実施方法:

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において評価を行い、適当と認められた事業について採択を行う。(1課題あたり上限20百万円)

※外部有識者等による事後評価を行う仕組みも構築。

## 指定課題の変遷（テーマ別：R4～8年度）

指定課題については、制度改正や社会情勢の変化に応じて、継続的に取り組むテーマと新たなテーマを設定。

※カテゴリーは事業内容を踏まえ部において便宜的に整理

カテゴリー	テーマ	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度(※)
制度・仕組み	療育手帳	1	1	1	1	
	障害支援区分認定	1	1			1
	指導監査	1			1	1
	手続負担軽減		1	1	1	
サービス提供・運用	サービス提供	3	1	1	1	3
	共同生活援助	1	1	1	3	
	就労支援	2	3	2	1	1
	相談支援	2	1	2	1	2
	障害福祉サービス事業者	1	1	1	2	4
	地域生活支援事業	1			2	1
対象者・支援内容	障害特性	7	5	7	1	2
	精神保健	4	3	3	3	
	退院促進			1	1	1
	医療連携	1	1			
	公認心理師	1		1	1	1
	ピアサポート	2	1			1
	身体障害者補助犬	1	1	1	1	
	補装具費	1			1	1
	支援機器	1	1	1	1	
	手話通訳者	1			1	
支援基盤・運用環境等	ハラスメント対策	1				
	感染症対策	2				
	生産性向上	1			1	
	地域移行・地域定着			2	1	
	文化芸術活動	1	1	1	1	1
その他		6	4	2	7	2
	合計	43	27	28	33	22

※令和8年度は、一次公募分のみ状況

# 行政事業レビューシートにおけるアウトカム等の設定(現行)

## アクティビティの内容

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、  
適当と認められた応募者を採択し、  
調査研究事業を実施する。

## アウトプット

<活動目標／成果目標>  
より質の高い調査研究を実施するため、  
採択件数の9割以上の評価が一定以上とする。

<活動指標／成果指標>  
外部有識者で構成する「評価検討会」の事後評価が、  
5段階評価のうち「3」以上である割合。

<当初見込み／目標値>  
90%

## 長期アウトカム

<活動目標／成果目標>  
障害者の地域における生活を総合的に支援していくために、  
既存の課題や新たに生じた課題の解決に活用される件数を増やす。

<活動指標／成果指標>  
採択数のうち、政策の企画・立案における意思決定に活用された割合。  
※担当課室が「活用する見込み」としたものと評価したものをカウント

<当初見込み／目標値>  
90%

# 令和8年度 障害者総合福祉推進事業課題採択に係る基本方針

## 令和8年度 障害者総合福祉推進事業課題採択に係る基本方針

### (評価の着眼点)

- 事業目的は、各指定課題の設定する背景・目的に沿っているものか。
- 事業実施計画書は、指定課題個票中の「求める成果物」に対応した事業内容であり、その手法も具体的・効果的で実現可能なものか。
- 提出される成果物は、厚生労働省の施策に活用できる等有用と認められるか。
- 事業実施上、効率的な体制が構築されており、スケジュールに無理がないか。
- 所要額内訳書は、事業の内容・手法に即した合理的・具体的な積算となっているか。
- 指定課題で求められていない部分に経費を計上していないか。また、過大な経費が計上されていないか。

### (評点)

以下の5段階評価で付けることとする。

5点:特に優れている 4点:優れている 3点:普通 2点:やや劣っている 1点:劣っている

### (採択基準について)

- (1)原則、各指定課題の平均評点が最高点の法人を採択することとする。
- (2)各指定課題の平均評点が最高点の法人を採択するが、指定課題の内容が広範囲にわたる場合等で、複数の法人を採択した方が、当初の目標を達成できると評価検討会において判断した場合には、平均評点が2の基準を満たしている法人のうち、予算の範囲内で複数の法人を採択することも可能とする。
- (3)平均評点が3点以下の法人は、採択しない。
- (4)構成員の何れかが「1点」と評価をした法人は、採択しない。

### (実施要綱及び公募要項に基づき、次のような事業は採択しない。)

- 令和9年3月31日までに終了しない事業である場合(ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。)
- 事業内容が指定課題の内容と明らかに合致していない場合
- 国庫補助所要額が補助基準額を超過している場合
- 委託料の占める割合が事業の主たる目的である事務・事業の50%以上である場合
- 「事業に携わる者」と「経理に携わる者」が兼務している場合
- 財務諸表等の書類から法人の経営状況等に深刻な問題があると判断される場合
- 応募書類が全て提出されていない場合、定められた様式で応募していない場合
- 過去3年間で、事後評価において著しく低い評価であった法人、または採択通知後に辞退をした法人からの応募である場合

# 障害者総合福祉推進事業令和7年度事業の事後評価結果

## 事後評価の実施方法に関する指針（平成23年4月1日制定）抜粋

### （評価に当たり考慮すべき事項）

- ア 事業目的の達成度(成果)
  - ・所要の目的を達成したか
  - ・所要の目的を達成できなかった場合は、どこに問題があったか
- イ 事業内容の適正及び効率性
  - ・事業が適正かつ効率的に実施されたか
- ウ 期待される障害福祉行政に対する貢献度
- エ 政策形成の過程などにおける参考として活用される可能性
- オ 調査結果が国民にわかりやすいものとなっているか

### （評点）

以下の5段階評価で付けることとする。

5点:特に優れている 4点:優れている 3点:普通  
2点:やや劣っている 1点:劣っている

### （評価結果の以後の補助選定への反映方法について）

評価検討会としての評点が1点台のものについては、事業実施年度の翌年度から3年間において応募があった場合、当該評価結果を補助金交付の選定にあたっての考慮要素とする。

## 令和7年度事後評価結果

33事業 平均 3.90 点

4.67 点： 2 事業  
4.33 点： 8 事業  
4.00 点： 11 事業  
3.67 点： 7 事業  
3.33 点： 3 事業  
3.00 点： 1 事業  
2.00 点： 1 事業

外部有識者で構成する「評価検討会」の事後評価が、5段階評価のうち「3」以上である割合

⇒ **97.0 %**

# 事後評価結果（令和3～7年度）

外部有識者による事後評価結果の過去5年間の状況

## 事後評価結果

R7年度:3.90点

点数平均	団体数	割合
4.67	2	6.1%
4.33	8	24.2%
4.00	11	33.3%
3.67	7	21.2%
3.33	3	9.1%
3.00	1	3.0%
2.00	1	3.0%
計	33	事業

R6年度:3.83点

点数平均	団体数	割合
4.67	2	7.1%
4.33	3	10.7%
4.00	9	32.1%
3.67	9	32.1%
3.33	3	10.7%
3.00	2	7.1%
計	28	事業

R5年度:3.83点

点数平均	団体数	割合
4.67	1	3.7%
4.33	4	14.8%
4.00	8	29.6%
3.67	9	33.3%
3.33	4	14.8%
3.00	1	3.7%
計	27	事業

R4年度:3.67点

点数平均	団体数	割合
4.67	1	2.3%
4.33	1	2.3%
4.00	9	20.9%
3.67	15	34.9%
3.33	7	16.3%
3.00	7	16.3%
2.67	3	7.0%
計	43	事業

R3年度:3.57点

点数平均	団体数	割合
4.33	1	2.2%
4.00	7	15.2%
3.75	4	8.7%
3.67	12	26.1%
3.50	4	8.7%
3.33	12	26.1%
3.25	3	6.5%
3.00	3	6.5%
計	46	事業

(参考)アウトプット「事後評価3以上の割合」

R7年度:97%

R6年度:100%

R5年度:100%

R4年度:93%

R3年度:100%

# 現行の長期アウトカムの成果指標の実績の確認

## 成果指標の実績の確認方法

- 成果指標の達成状況の確認については、前年度の報告書等成果物の事後評価で活用する担当課室による評価において、評価項目「期待される障害福祉行政に対する貢献度」、「政策形成の過程などにおける参考として活用される可能性」について、政策への活用が見込まれる（期待される）旨の評価としていたものをカウント。
- 成果指標の実績は、ほぼ100%で推移。

### 【成果指標の実績(R3～R7年度)】

成果目標／指標			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
長期 アウトカム	政策の企画・立案における意思決定に活用された割合【※】	当初見込み(%)	—	—	—	90	90
		実績(%)	100 (参考)	93 (参考)	100 (参考)	100	100

※「政策の企画・立案における意思決定に活用された割合」をアウトカムの成果指標として設定したのは、R6(2024)年度からであり、R3～R5の実績については、事後評価で活用した担当課室が見込まれると評価したものをカウントした参考値

# 令和6年度障害者総合福祉推進事業で実施した事業の政策への活用状況

## 政策への活用状況の確認

令和8年度において、令和6年度に実施した28事業について、政策への活用状況に関するフォローアップ調査を実施した結果、28事業すべてについて、政策の検討等に活用（★）されていることを確認。

R6年度実施事業の政策への活用状況(障害保健福祉部調べ)

活用状況		該当数
周知	関係団体等外部HPでリンク掲載	8件
	研修会・説明会資料として活用(★)	10件
検討	部内検討資料(★)	14件
	審議会・外部委員会資料(★)	10件
施策反映	ガイドライン・通知等反映(★)	11件
	予算事業化(★)	1件
	制度改正・報酬改定(★)	4件

※複数選択

### 【審議会・検討会等】

- ・障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会(R7.5～)
- ・障害者文化芸術活動推進有識者会議(厚生労働省・文化庁)(R7.3、R8.2)
- ・社会保障審議会障害者部会(第145回、第148回、第151回)
- ・第7回 精神保健医療福祉の今後の施策推進に関する検討会(R7.6)
- ・第633回中央社会保険医療協議会(R7.12)

### 【ガイドライン・通知等】

- ・共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン(R8.2)
- ・指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン(令和7年11月)
- ・人とのかかわり・からだ・恋愛・セックスを学ぶためのハンドブック・支援の手引き(R7.3)※
- ※知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究での成果物

# 令和6年度障害者総合福祉推進事業で実施した事業の政策への活用状況 (事業毎の活用状況)

通番	事業名	周知		検討		施策反映	
		関係団体等外部HPでリンク掲載	研修会・説明会資料として活用	部内検討資料	審議会・外部委員会資料	ガイドライン・通知反映	制度改正報酬改定
		8	10	19	10	11	4
1	高次脳機能障害に関する支援の実態調査及び適切な支援を提供するためのガイドラインの作成			●			
2	療育手帳その他関係諸施策との影響や課題についての調査			●	●		
3	障害保健福祉政策についての国際的動向に対応した諸外国の政策等の調査・分析				●		
4	全国の障害福祉施設における障害者による文化芸術活動に関する実態把握の在り方に関する研究	●	●		●		
5	製品化した支援機器の販売継続に関する実態及び障害当事者への普及・購入に関連する要因の分析調査	●	●			●	
6	盲ろう者の生活状況等に関する実態調査			●			
7	身体障害者補助犬法の効果的な普及・啓発に関する調査研究	●	●				
8	重度障害者等の就労・修学の支援の在り方等に関する調査研究			●			
9	障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究事業			●	●	●	●
10	障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究				●		
11	障害者支援施設における地域移行等の意向確認マニュアルの作成に関する調査				●		
12	共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究	●	●	●	●	●	●
13	知的障害者の恋愛・結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究	●	●	●		●	
14	強度行動障害を有する者の集中的支援の取組推進にむけた調査研究			●			
15	自治体における就労継続支援事業所の要件確認、就労継続支援の報酬体系及び一般就労中の障害者の休職期間中における就労系障害福祉サービス等の実態に関する調査研究		●	●	●	●	
16	障害福祉サービス事業者の財務状況の把握に関する調査研究			●		●	●
17	精神疾患を有する患者に対する腎代替療法等に関する調査研究			●	●		
18	薬物依存症の方が医療機関等に受診・相談をした時の情報提供の在り方に関する研究			●		●	
19	精神科病院の業務の従事者による障害者虐待の実態把握をするための方策検討			●		●	
20	児童思春期精神医療における支援策等の検討			●			
21	包括的支援マネジメントにおける多職種連携促進のための調査					●	
22	退院促進措置における退院後生活環境相談員による支援の質の向上に資する研修に関する研究		●	●	●		●
23	成人期の発達障害者等における支援ニーズの把握に関する調査	●	●			●	
24	ICD-11への改定を踏まえた発達障害者支援のあり方に関する調査	●		●			
25	相談支援員の配置促進のための調査研究	●	●				
26	障害福祉サービスにおける支給決定等に関する調査研究			●			
27	訪問系サービスの養成研修のオンライン実施に関する調査研究		●	●		●	
28	片目失明者に対する合理的配慮に関する調査研究			●			

# 政策への活用例①

## 【事業名】退院促進措置における退院後生活環境相談員による支援の質の向上に資する研修に関する研究 (令和7年3月公益社団法人日本精神保健福祉士協会)

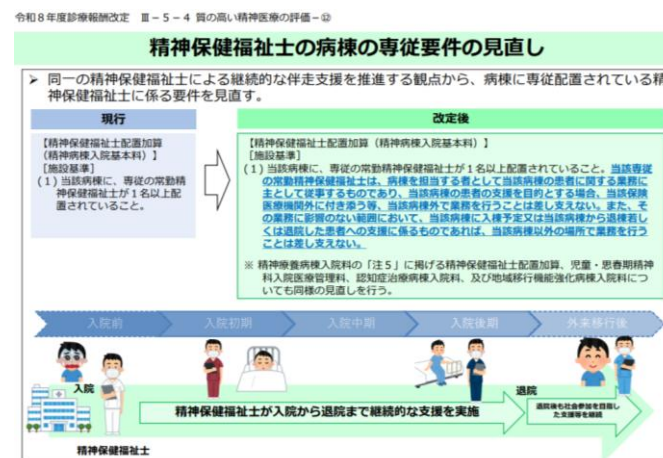
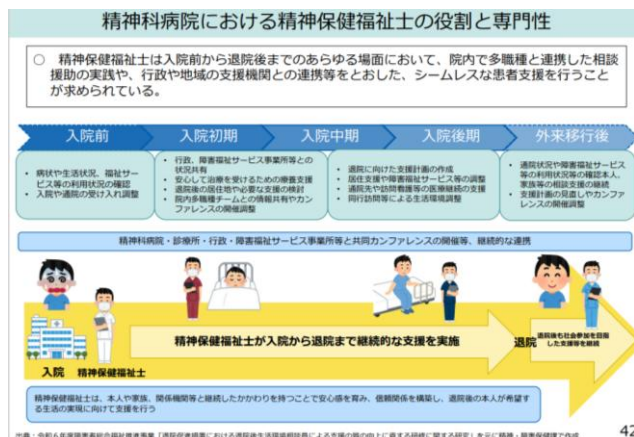
### 事業概要

令和5年度障害者総合福祉推進事業の成果物（退院後生活環境相談員運用ガイド及び研修）を踏まえ、退院後生活環境相談員を担う多職種を対象としたモデル研修を実施するとともに、改正精神保健福祉法施行後の退院促進措置（退院後生活環境相談員による支援等）に係る実態を踏まえ、運用ガイド及び研修の内容を見直すことで、退院促進措置における退院後生活環境相談員の質の向上のための研修プログラムを作成する。

### 政策への活用

⇒ 審議会・検討会等資料に活用、診療報酬改定に活用

本事業で行った医療機関へのヒアリング調査等により把握した実態について、第633回中央社会保険医療協議会（令和7年12月5日開催）における資料として活用した。資料をもとにした議論をふまえ、**令和8年度診療報酬改定**において「精神保健福祉士の病棟の専従要件の見直し」が行われた。



## 政策への活用例②

### 【事業名】 共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価等に係る研究 (令和7年3月PwCコンサルティング合同会社)

#### 事業概要

共同生活援助（グループホーム）における具体的な支援内容の明確化及びサービスの質の評価について調査・検討を行い、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成する。

また、共同生活援助の開設者や管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等についても検討を行う。

#### 政策への活用

#### ⇒ ガイドラインの作成・周知、報酬改定に活用

本事業において作成した共同生活援助における支援内容に係るガイドライン（案）に基づき、令和8年2月にガイドラインを作成し自治体に周知を行うとともに、今後の報酬改定等の議論の基礎資料として活用する。

共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（第1版）（令和8年2月）厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

はじめに

第1章 障害者福祉の基本理念

1. 基本理念

2. 権利擁護

(1) 虐待の防止

(2) 意思決定支援

第2章 共同生活援助の全体像

1. 共同生活援助とは

(1) グループホーム制度の変遷

(2) 共同生活援助の役割

(3) 共同生活援助の類型

2. 共同生活援助の提供体制

(1)～(17) 省略

第3章 共同生活援助の提供すべき支援の内容

1. 共同生活援助における支援と連携すべき関係機関の全体像

(1) 共同生活援助における支援の全体像

(2) 連携すべき関係機関の全体像

2. 具体的な支援の内容

(1) アセスメント

(2) 見学・入居前の体験的な利用

(3) 利用契約

(4) 個別支援計画の作成

(5) 日常生活の支援

(6) 退居

(7) 利用者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援

第4章 支援の質の向上のための取組

1. 事業者における取組

(1) 従業者の知識・技術の向上

(2) 研修の受講機会等の提供

(3) 権利擁護に関する取組

(4) 自己評価等の実施

(5) 他の共同生活援助事業所等との連携・交流

2. 地域との連携

(1) 地域に開かれた事業運営

(2) 地域連携推進会議の開催

別添1 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等

別添2 参考資料一覧

別紙 自己チェックシート

# 政策への活用例③

## 【事業名】知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究 (令和7年3月PwCコンサルティング合同会社)

### 事業概要

知的障害者の恋愛、結婚等に係る人間関係や性に関する情報提供等を含む相談支援について、先行研究や実践例の収集・分析、アンケート調査等を行う。また、知的障害者本人及び支援者や家族等が活用できるリーフレットや学習素材等を作成する。

### 政策への活用

⇒ **ハンドブック・支援の手引きの周知**

本事業において、ハンドブックと支援者向けの手引きを作成。

自分自身だけでなく相手も尊重した人間関係の構築を含む性に関する情報提供や相談支援等についてとりまとめ、知的障害者が自らの意思で恋愛・結婚といった他者との関係性を構築できること、そのための周囲の理解を広め、支援者や家族が適切に情報提供や相談支援ができる環境の整備に資する。



### 学ぶためのハンドブック



PwCコンサルティング合同会社

**自分のことは自分で選んでいい**

自分たちの思いがあるんだ

あなたが「人」または「種」、なにをしたいかのように暮らしていくかといったことは、あなたが自分で選ぶものです。

とはいえ、自分のことを自分で選んで決めるには、情報と練習が必要ですね。家族や支援者の人たちは、あなたが決めるためにいろいろなことを教えて、誠実にさせてくれるでしょう。ただし自分で荷かきを選んで、すべてが悪いわけにはありません。荷かきの理由でできないこともあります。

そんなときは、理由を説明してもらったうえで、「こうすればできるかもしれないね」「これはできないけど、これはできるんじゃないかな」とアドバイスしてもらえるといいですね。

4

5

# 政策への活用例④

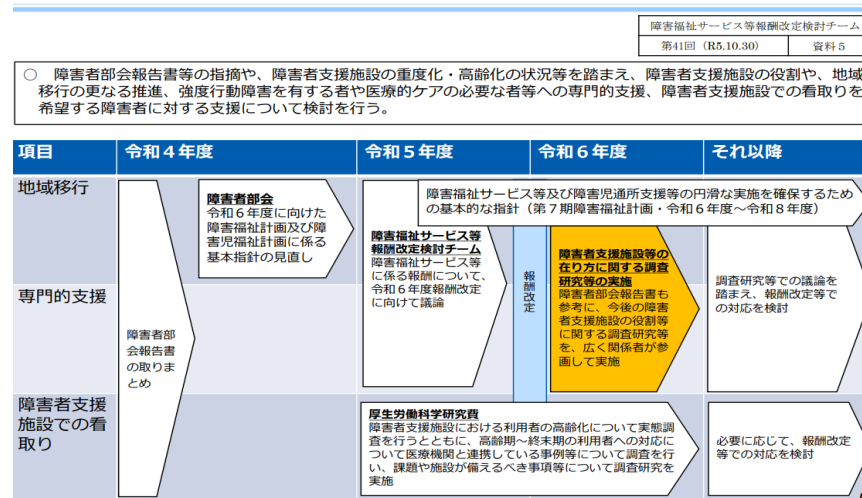
## 【事業名】 障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る調査研究 (令和7年3月PwCコンサルティング合同会社)

### 事業概要～政策への活用 → 検討会資料に活用

- 障害者支援施設は地域移行を推進すること、重度障害者等への専門的な支援を行うことや看取りを行うことなど、様々な役割があるが、今後、更なる地域移行を進めて行くため、障害者支援施設の役割や機能等を整理することが、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チーム等において求められている。
- 今後の検討に向けての材料を整理するため、「障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に関する調査研究（令和6年度障害者総合福祉推進事業）」（実施主体:PwCコンサルティング合同会社）において、委員・協力委員／団体から意見収集等を行った上、実態調査等を行う。
- 本調査の結果を踏まえて、令和7年度に厚生労働省で検討会を立ち上げ、次期報酬改定や障害福祉計画の基本指針の見直し等に向けて報告書をまとめる。

今後の障害者支援施設が担う役割や機能、地域移行後の障害者の地域支援等に関して整理するため、有識者の参画による在り方の検討を行うとともに、検討を行うに際して必要なアンケート調査やヒアリングによる実態把握を行う。

障害者支援施設の在り方等に係る今後の検討スケジュール案（イメージ）



# 論点・見直しの方向性

## 論点

本事業は、もとより政策に活用する前提で行われるものであり、「採択数のうち政策の意思決定に活用された割合」としている長期アウトカムの成果実績は、100%で推移しているが、形式的なものとなっているのではないか。

また、個々の調査研究課題は単年度で終了するものであることに鑑みると短期的な意味合いが強く、長期アウトカムとしては馴染まないのではないか。

## 見直しの方向性

- 「採択数のうち政策の意思決定に活用された割合」については、評価項目が抽象的であるため結果的に高い数値となりやすく、形式的な指標となっている面は否めない。
- また、本事業における個々の調査研究課題は原則として単年度で終了するものであり、現行で設定している長期アウトカムは、実態としては短期アウトカムに近い性格を有している。
- 一方で、調査研究成果が政策の検討や意思決定に活用されていること自体は、本事業の目的に照らして重要な成果である。
- このため、従来「長期アウトカム」として整理していた「政策の意思決定への活用」等については、本事業の特性を踏まえ、政策検討への活用状況を評価する「短期アウトカム」と制度改正等への反映状況を評価する「長期アウトカム」に再整理する。

# 行政事業レビューシートにおけるアウトカム等の設定(見直し案)

アウトプット及び短期アウトカム、長期アウトカムの設定について、以下のとおり見直しを行う。

赤字:現行からの修正

## アクティビティの内容

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、適当と認められた応募者を採択し、調査研究事業を実施する。

## アウトプット(案)

<活動目標／成果目標>  
より質の高い調査研究を実施するため、採択件数の9割以上の評価が一定以上とする。

<活動指標／成果指標>  
外部有識者で構成する「評価検討会」の事後評価が、5段階評価のうち「3.5」以上である割合。

<当初見込み／目標値> 90 %

## 短期アウトカム(新)

<活動目標／成果目標>  
障害者の地域における生活を総合的に支援していくために、既存の課題や新たに生じた課題の解決に活用される件数を増やす。  
※現行の長期アウトカムの目標

<活動指標／成果指標>  
採択数のうち、事業終了後2年以内に、政策の企画・立案における意思決定等に活用された課題の割合。  
(活用課題数／総課題数)

※社会保障審議会、検討会等に提示、又は通知・ガイドライン等に反映された課題数

<当初見込み／目標値>  
90 %

## 長期アウトカム(新)

<活動目標／成果目標>  
障害者の地域における生活を総合的に支援していくために、調査研究成果を制度改正、報酬改定、ガイドライン等に反映させる。

<活動指標／成果指標>  
採択件数のうち、事業終了後5年以内に、制度改正等に反映された課題の割合  
(反映課題数／総課題数)

※制度改正・報酬改定、通知・ガイドライン等に反映された課題数

<当初見込み／目標値>  
90 %